

# 事業系廃棄物 適正処理の手引き



平成30年2月



## はじめに

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は私たちの生活を豊かなものにしてくれました。

しかし、その一方で地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境に様々な負荷を与えており、ごみ排出量の増加、最終処分場の不足、ダイオキシン類の発生など、様々な問題が指摘されています。

こうした課題に対応するため、国では、廃棄物処理法改正による規制強化等に加え、循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法の整備を進め、3R（廃棄物の発生抑制・再使用、再生利用）を柱とする循環型社会の形成を推進しています。

本市においても、廃棄物の減量化や資源化をより一層進め、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識するとともに、協力して自主的な取り組みを進めることが必要になります。

市内事業者の皆様おかれましては、本手引きを有効に活用していただき、廃棄物の適正処理、減量化、資源化について、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。



## Contents

1	事業者の責務	1
2	廃棄物とは	2
3	廃棄物の分類	2
4	廃棄物の処理方法と分別	3
5	一般廃棄物の処理	5
6	事業者に求められる廃棄物の減量	7
7	紙ごみの減量とリサイクル	9
8	食品廃棄物の減量	10
	排出事業者の廃棄物Q&A	11
	産業廃棄物の種類と具体例（表1）	15

## 1 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、排出事業者や製品等を製造・加工・販売等をする事業者に対して義務が規定されています。

事業者(※)には、以下のことが義務付けられています。

- ▼事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。
- ▼廃棄物の再生利用等により廃棄物の減量に努める。
- ▼廃棄物の適正処理が困難とならないよう製品等の開発・情報の提供に努める。
- ▼国及び地方公共団体の施策に協力する。

※「事業者」とは、事務所、商店（個人事業主含む）、飲食店、工場、スーパー、農業、畜産業など営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、NPOなどの公共公益事業を営む者も含まれます。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他の適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第10条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用をする等により廃棄物の減量を推進するとともに、自らの責任において適正処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、処理が困難になることがないようにしなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

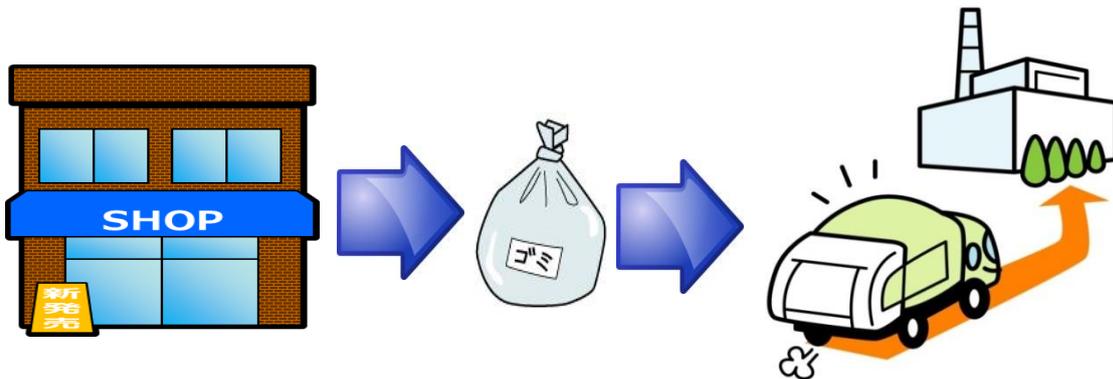
## 2 廃棄物とは

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（廃棄物処理法第2条第1項）



廃棄物とは、占有者が自分で利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常  
の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することと  
されており、下記に適合しないことが明らかな物は、廃棄物とみなされます。

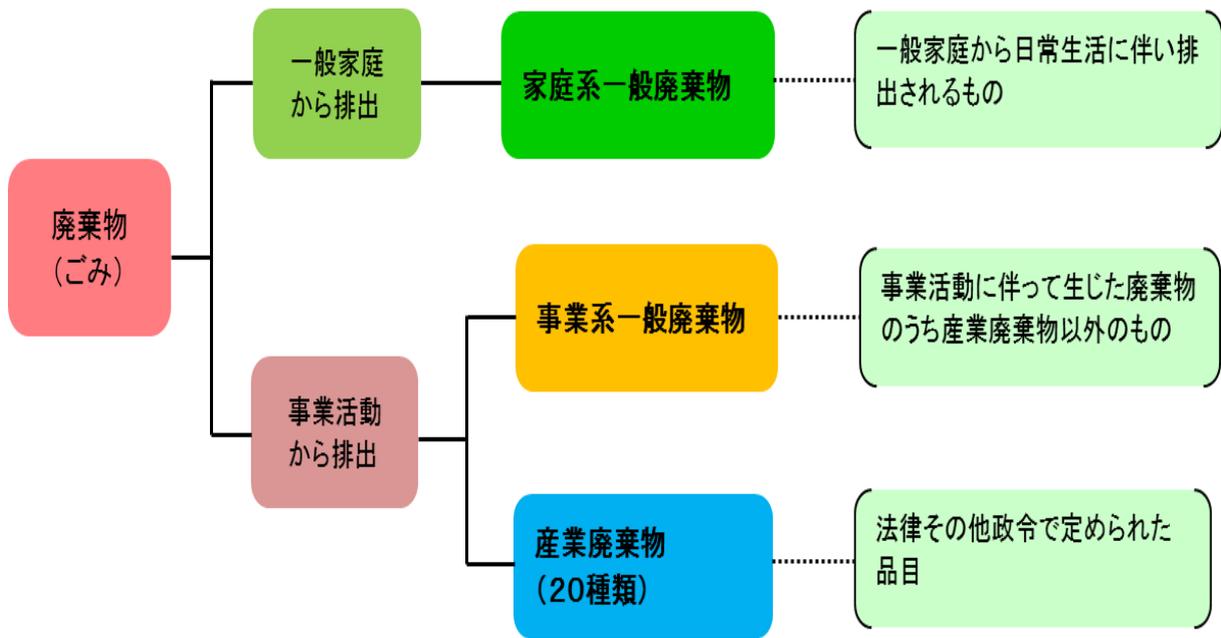
物の性状	利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生する恐れがないもの。
排出状況	排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。
通常の見扱い形態	製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
取引価値の有無	占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
占有者の意思	客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分 <sup>の</sup> 意思が認められないこと。



## 3 廃棄物の分類

廃棄物は、一般家庭から排出される一般廃棄物と事業活動(※)から排出される廃棄物に区分され、事業活動から排出される廃棄物は、「産業廃棄物」と産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

※ 事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所、商店（個人を含む）など営利を目的とする活動だけでなく、病院、社会福祉施設、NPOなどの公共サービスを行っている事業も含まれます。

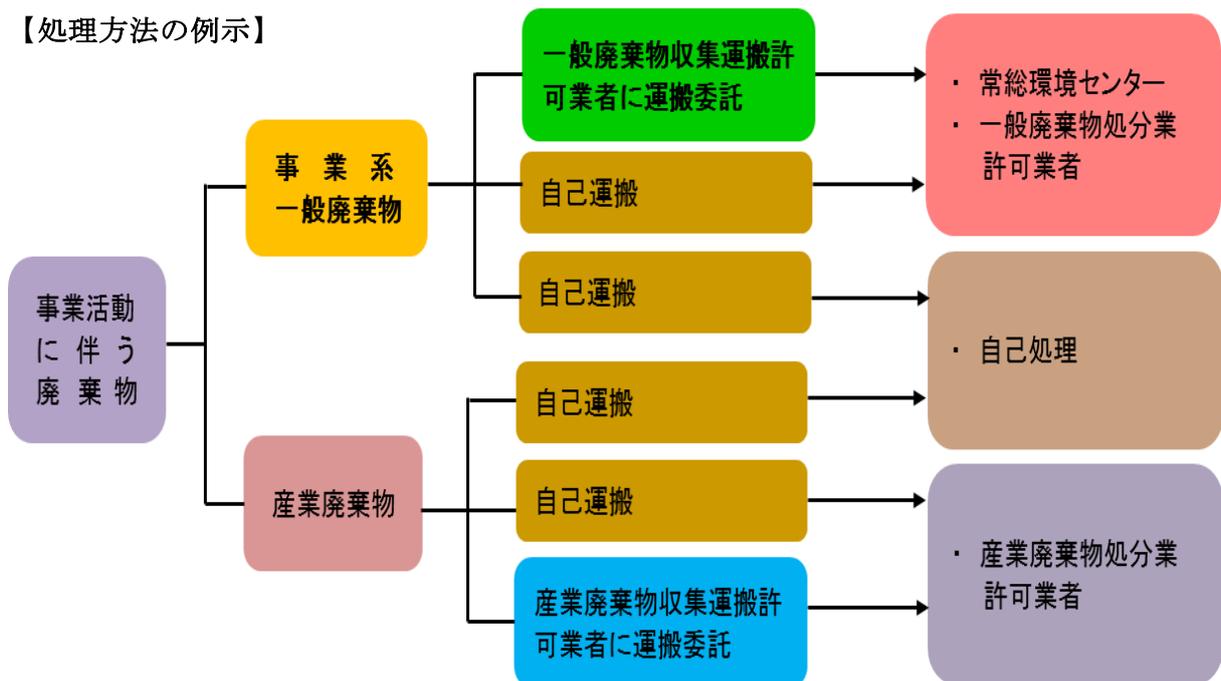


#### 4 廃棄物の処理方法と分別

排出事業者には、ごみの種類、量にかかわらず事業活動に伴って生じる全ての廃棄物を適正に処理（収集運搬，処分）する義務があり、自分で処理できない場合は、廃棄物処理法に規定する収集運搬業や処分業の許可を受けた者にそれぞれ処理を委託しなければなりません。（委託せず自己処理する場合であっても、廃棄物処理法の処理基準を遵守しなければなりません。）

なお、事業活動に伴って排出する廃棄物が一般廃棄物であっても、つくばみらい市は収集しません。また、家庭ごみ集積所に排出することはできません。

##### 【処理方法の例示】



### ～適正な処理は分別から～

- ・事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物の品目（廃プラスチック，金属くず，ガラスくず）が混入した状態で，一般廃棄物として収集運搬や処分を委託すると，廃棄物処理法の委託基準違反になりますので，分別を徹底してください。
- ・廃棄物の分類ごと（産業廃棄物にあつては種類ごと）に処理する必要がありますので，分別して保管してください。
- ・古紙，金属類など，分別することにより資源化（売却）できるものがあります。



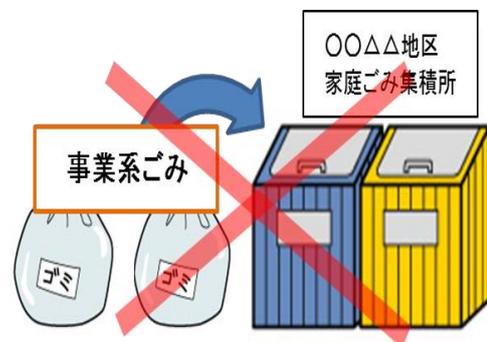
### 廃棄物の不法投棄・不法焼却 （野焼き）は犯罪です!!

廃棄物をみだりに投棄したり焼却すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第25条）」の規定により，5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金，または併科に処せられます。



### 事業系ごみは，家庭ごみ 集積所には出せません!!

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を家庭ごみ集積所に放置する行為は，不法投棄にあたります。



## 5 一般廃棄物の処理

### (1) 一般廃棄物の処理の委託

一般廃棄物の業許可には、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業があり、処理を委託する場合には、運搬又は処分若しくは再生が、その事業の範囲（※）に含まれる市町村長の許可を受けた者に委託しなければなりません。

また、一般廃棄物は、排出市町村内での処理が原則です。

なお、一般廃棄物の処理の委託には、書面による契約義務はありませんが、適正処理の観点から契約書を交わすことをお勧めします。

※ 事業の範囲とは、収集運搬業の場合は、取扱う廃棄物の種類と事業の区分（積替保管の有無）をいい、処分業の場合は、取扱う廃棄物の種類と事業の区分（焼却、破碎などの中間処分の種類、埋立てなどの最終処分の種類）をいいます。

### (2) 一般廃棄物の常総環境センターへの自己搬入

「事業系一般廃棄物」を常総環境センターへ搬入する場合は、以下のとおりとなっていますので、あらかじめご確認ください。

なお、常総環境センターでは、処分出来ない一般廃棄物もありますので、不明な点につきましては、あらかじめ搬入の可否について市役所生活環境課（谷和原庁舎）又は常総環境センターにご確認ください。

#### 《搬入の手続き》

常総環境センターへ自ら搬入する場合は、市長の許可が必要となりますので、一般廃棄物搬入許可申請書を市役所生活環境課（谷和原庁舎）へ提出し、事業系一般廃棄物搬入許可証を受け取った後に常総環境センターへ搬入してください。

#### 《一般廃棄物処理施設》

常総環境センター

茨城県守谷市野木崎4605

TEL：0297-48-2314

FAX：0297-46-0195

#### 《搬入期間》

搬入期間は、最大で6ヶ月間

#### 《手数料》

10kgにつき200円（消費税別）

※ただし、10kg未満の場合は

1回につき200円（消費税別）

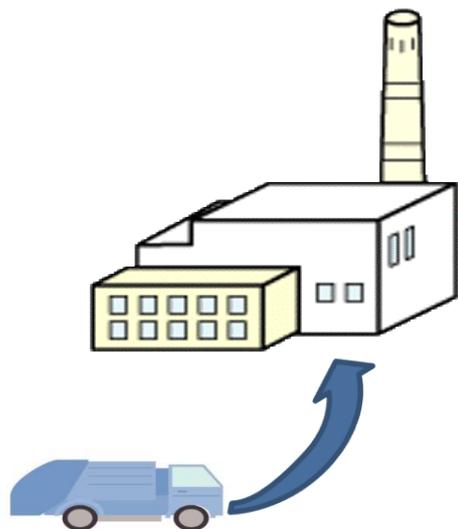
#### 《搬入受付時間》

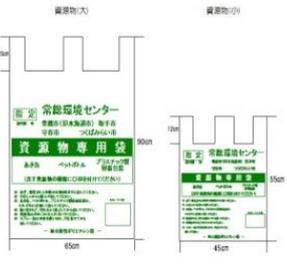
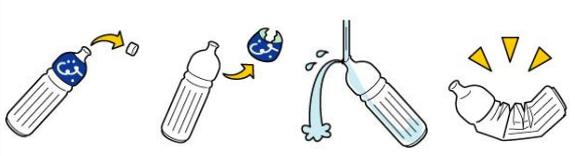
平日の月曜日から金曜日

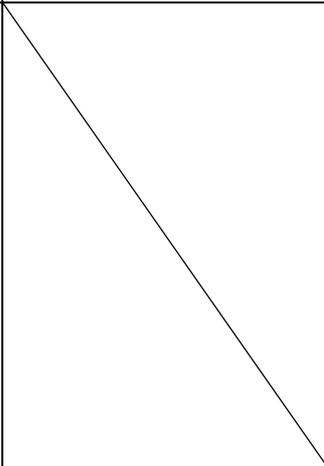
午前9時 ～ 午後4時

#### 《休業日》

土曜日、日曜日、祝日、年末年始



《搬入できる事業系一般廃棄物》			
区分	品目	ごみの種類等	指定ごみ袋
可燃ごみ	可燃ごみ	<p>資源化できない紙くず，木くず，野菜くず，食料品くず，布・綿くず，厨芥類 ただし，産業廃棄物の業種指定のないものに限る。</p> 	<p>事業所専用(可燃ごみ用)</p> 
不燃ごみ	不燃ごみ	<p>資源化できないガラス類，陶器，磁器，金物類，プラスチック類，ビニール類，小型家電品類 ただし，事業活動を伴わないで従業員が排出するもの及び産業廃棄物の業種指定のないものに限る。</p> 	<p>不燃ごみ(中)</p> 
資源物	プラスチック製容器包装	<p>プラスチック製容器包装の法定識別マーク表示のあるもの。 ただし，事業活動を伴わないで従業員が排出するものに限る。 ※中身を使い切り，汚れているものは拭き取るか，水洗いをする。</p> 	<p>資源物(大) 資源物(小)</p> 
	ペットボトル	<p>PETボトルの法定識別マーク表示のあるもの。 ただし，事業活動を伴わないで従業員が排出するものに限る。 ※キャップとラベルをはずし，きれいにすすぎ，つぶすこと。</p> 	<p>資源物(大) 資源物(小)</p> 

あき缶	<p>飲料缶，缶詰缶，お菓子の缶，金属キャップなど。 ただし，<u>事業活動を伴わないで従業員が排出するものに限る。</u> ※きれいにすすぐこと。</p> 	
あきビン	<p>飲食物用ビン ただし，<u>事業活動を伴わないで従業員が排出するものに限る。</u> ※キャップをはずし，きれいにすすぐこと。無色，茶色，その他の色の3種類にわけること。</p> 	

※可燃のごみ袋は，家庭用ではなく，「事業所用の指定袋」をご利用ください。  
 ※不燃・資源物の袋は，事業所用の指定袋がないため，家庭用の指定袋をご利用ください。  
 ※常総環境センターは一般廃棄物処理施設のため，産業廃棄物の搬入はできません。

## 6 事業者求められる廃棄物の減量

ごみの減量やリサイクルを推進することは，環境負荷の低減につながるだけでなく，事業者にも大きなメリットがあります。資源化できるものの中には，無償，有償で取引きされるものもあり，廃棄物の処理費用の軽減も見込めます。

### ごみ減量の基本は3R

リデュース  
Reduce

・ごみの発生抑制です。  
職場において仕事や工程を見直して，ごみを出さずに減らす工夫をしましょう。

ごみになるものを「買わない」「作らない」「不要になるものは受け取らない」等により，廃棄物や資源物の発生そのものを抑制します。廃棄物の処理やリサイクルの必要量

自体を減らすことが、資源・エネルギーの投入を抑える効率的な手法です。

## リユース Reuse

- ・再使用や再利用です。  
使い捨て物品の使用は極力避けて、物を大切に繰り返し使いましょう。

一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、そのまま何度も使用したり、使える部分を取り出して新たな製品を作ることも再使用につながります。製品を生産するための資源を節約し、環境に与える負荷を下げることができます。

## リサイクル Recycle

- ・再生利用や再資源化です。  
ごみとして捨てずに分別を行い、可能な限り再生資源事業者に引き渡しましょう。

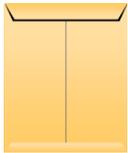
不要になったものに手を加えて再び原材料として利用します。選別や回収・リサイクルにコストやエネルギーが必要になりますが、新たな素材の使用量や廃棄物の発生を減らすことができます。

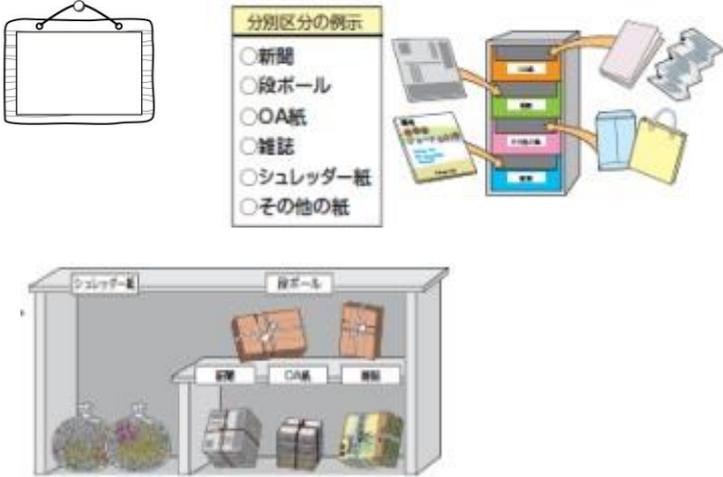


### ごみ減量のポイント

ごみの種類や発生量は、事業内容や規模によって変わります。それぞれの実態に合わせて適正なごみの処理を行いましょう。

#### 【参考例】

<p>○使用済み封筒は捨てずに、資料入れや社内回覧などに活用する。</p>	<p>使用済み封筒</p> 
<p>○古紙類は種類ごと（新聞紙、段ボール、雑誌、シュレッダー紙など）に分別する。</p>	<p>古紙</p> 

<p>○分別方法を分かりやすく示した表を掲示する。</p> <p>○分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置する。</p>	<div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">分別表・分別箱</div>  <p style="text-align: center;">分別区分の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞</li> <li>○段ボール</li> <li>○OA紙</li> <li>○雑誌</li> <li>○シュレッダー紙</li> <li>○その他の紙</li> </ul>
<p>○会議資料等の簡素化</p> <p>○文書・資料の両面コピー，またはペーパーレスの実施</p> <p>○ミスプリントしたOA用紙の裏面利用など</p>	

## 7 紙ごみの減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中には，資源としてリサイクルできる紙類が約2割も含まれています。紙類は分別も容易なので，「簡単に捨てない」という意識を持って，再生利用に努めましょう。

**紙類のリサイクルは  
減量の第一歩**

<p>リサイクルできる紙類 (例)</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: #0099cc;">○</div>	<p>リサイクルに向かない紙類 (例)</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: #cc0000;">✗</div>
 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段ボール</li> <li>・ OA古紙，シュレッダー紙</li> <li>・ チラシ，カタログ，パンフレット</li> <li>・ 新聞紙など</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚れた紙，カーボン紙</li> <li>・ 粘着剤が付着した紙</li> <li>・ 防水加工された紙</li> <li>・ 感熱紙，写真，ビニールコート紙</li> <li>・ 防水加工紙，窓付き封筒など</li> </ul>

※ 紙類の取扱い（分別や保管方法）については，一般廃棄物収集運搬許可業者や古紙リサイクル事業者に確認してください。

※ リサイクルに向かない紙類（汚れた紙，圧着はがき，写真等）は，可燃ごみとして処理してください。

## 処理方法



①収集運搬許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。



②リサイクル事業者へ回収を依頼しリサイクルする。



③自らリサイクル事業者や製紙会社等へ持ち込む。

## 8 食品廃棄物の減量

### 飲食物を扱う事業者の皆様をお願いします

つくばみらい市の廃棄物の量を削減するには，食品廃棄物の減量は必須です。消費（味）期限切れ食品の廃棄量や食べ残しによる廃棄量を減らすことなど，食品ロス削減にご協力ください。

#### ●発生抑制に努めましょう

消費（味）期限切れ食品廃棄物を減らすことや，飲食店では小盛メニューの採用などにより，食べ残しによる食品廃棄物を減らしましょう。

#### ●水切りを徹底しましょう

食品廃棄物の70%は水分と言われています。水切りを徹底することで，食品廃棄物の重量は大幅に減量されます。

#### ●食品廃棄物をリサイクルしましょう

食品廃棄物を堆肥，肥料などにリサイクルしている事業者へ処理委託をしましょう。

また，業務用生ごみ処理機を活用する方法もあります。

#### ●リサイクルしてできた堆肥，肥料で作られた農畜産物を使用しましょう

リサイクルはリサイクル製品を使用して成り立ちます。リサイクルしてできた堆肥，肥料で作られた農畜産物を使用しましょう。

食品廃棄物のリサイクル事業者については

登録再生利用事業者

で検索

## 排出事業者の廃棄物Q & A

### 廃棄物の種類

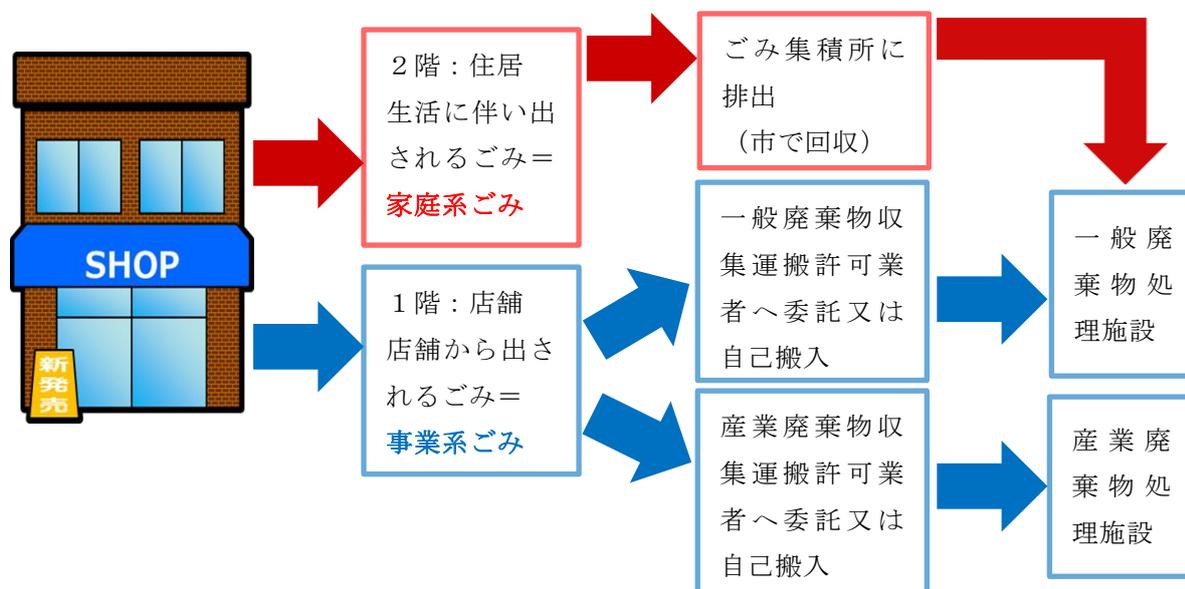
#### 1. 従業員が飲食後に排出したものは何に該当しますか。

A. 従業員が飲食のため持ち込んだ物が廃棄物となった場合は、一般廃棄物です。事業者又はその委託を受けた許可業者が運搬する場合は事業系一般廃棄物としています。

※ 事業者が飲食物を販売、提供する場合は、その事業者の産業廃棄物となる場合があります。

#### 2. 店舗併用住宅から排出される廃棄物はどのように区分されますか。

A. 店舗から排出されたものは事業系、住宅から排出されたものは家庭系となりますので、分別排出が求められます。



※ 住居と店舗が一体であっても、事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。

#### 3. 飲食店から排出される廃棄物は何に該当しますか。

A. 食べ残しなどの厨芥ごみ、割り箸や紙くずは事業系一般廃棄物です。廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、金属くず、廃油等については、産業廃棄物ですので適正に処理してください。

なお、製造した食料品を消費者に販売せず、小売業者等に販売する食料品製造業から排出される動植物性残渣ざんさは、産業廃棄物に該当します。

#### 4. 同じごみでも一般廃棄物と産業廃棄物に分かれることがあるのはなぜですか。

A. 産業廃棄物は、その発生量の多さや生活環境に与える影響が大きいことから、一般廃棄物と区分して、取扱い方法や規制内容が定められています。

例えば、同じプラスチックごみでも、家庭から排出されれば一般廃棄物、事業活動に伴って排出されれば産業廃棄物となります。これらの廃棄物は、それぞれ処理責任や処理基準が異なるため、区分して取り扱われることとなります。

#### 5. 事業系一般廃棄物にはどのようなものがありますか。

A. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主なものは次表のとおりです。(※は、排出事業者の業種により産業廃棄物となる場合があります。表1を参照してください。)

品 目	例 示
プラスチック	従業員個人が飲食のために持参したもの (弁当ごみ、菓子袋、ペットボトルなど)
金属	従業員個人が飲食のために持参したもの(飲料缶、菓子缶など)
ガラス、陶磁器	従業員個人が飲食のために利用したもの (個人で持参した飲食用のビン、コップ、茶碗、皿など)
紙くず(※)	事務所から排出される複写用紙、感熱紙、ティッシュペーパー 「シュレッダーごみ、新聞紙、雑誌、カタログ、チラシ、段ボールは資源ごみとして分別し、リサイクルしましょう。」
生ごみ(※)	従業員が食べ残した残飯、スーパー、飲食店の食べ残し、売れ残り、調理残さなど。ただし、食料品製造業の残渣は産業廃棄物

#### 6. 産業廃棄物にはどのようなものがありますか。

A. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、鉋さい、ばいじんなどの20種類が規定されています。主なものは下表及び表1のとおりです。

品 目	具 体 例
廃プラスチック類	全ての事業活動に伴って発生するプラスチック製品全般 発泡スチロール、PPバンド、合成繊維、梱包用ビニール袋、事務用品等の合成製品
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	全ての事業活動に伴って発生する金属類全般 事務用品、刃物、スプレー、一斗缶、スチール製家具、自動車部品、機械・器具部品等

ガラス, 陶磁器類	全ての事業活動に伴って発生するガラス, 陶磁器全般 耐火レンガ, 石膏ボード, 蛍光灯, 液晶パネル, 茶碗, ガラス容器等
がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片, アスファルト破片
紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたもの, 印刷くず, 製本くず等
木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたもの, 木製パレット, 木製品製造業者の廃木材, おがくず等
繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたもの, 本畳, 繊維工業の木綿・羊毛・麻くず等
動植物性残渣	食料品, 医薬品, 香料製造業の魚及び獣のあら, 乳製品, 肉くず, 果実の皮・種, 薬草かす等
動物のふん尿・死体	畜産業の牛, 馬, 豚, 羊, にわとり等のふん尿及び死体

## 廃棄物の処理

### 7. 許可業者に廃棄物の処理を一任していますが問題がありますか。

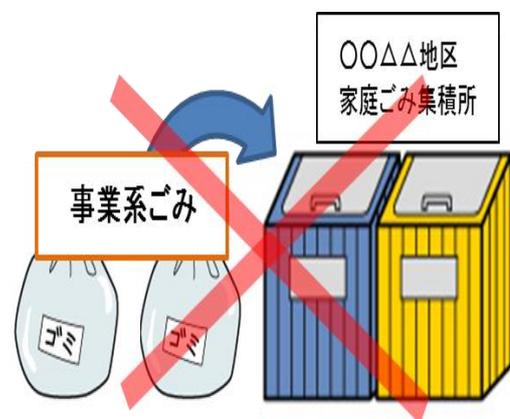
A. 事業者は、廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの間、適正な処理が行われるための必要な措置を講じなければなりません。もし、処理を委託した廃棄物が不法投棄された場合、排出者が責任を取らなければならないこともあります。

また、産業廃棄物にあつては、委託の基準が一般廃棄物と異なっており、マニフェスト交付義務などがありますから、分別から最終処分の終了確認まで、排出事業者は多くの義務を負うことになります。

### 8. 事業系ごみを地域のごみ集積所に出したいのですが。

A. 地域のごみ集積所は一般家庭のごみ集積所と定められていますので、事業系一般廃棄物を出すことはできません。一般廃棄物であっても事業活動から排出されたものは、排出者自らの責任において処理しなければなりません。

なお、事業系ごみ（産業廃棄物を含む。）を一般家庭のごみ集積所に放置した場合は、不法投棄とみなされ廃棄物処理法違反で罰せられる場合があります。



9. 焼却可能なごみは自社で焼却処分してもよいですか。

A. 茨城県知事の許可等を取得した焼却炉，または，廃棄物処理法で規定する構造基準に適合した小型焼却炉（燃焼能力が50kg／1h未滿かつ火床面積が0.5㎡未滿（届出等必要なし。））によるごみの焼却は可能です。

しかし，廃棄物処理法では，周辺の環境に影響を与えるような焼却行為は禁じていますので，焼却の際は，環境大臣が定める廃棄物の焼却方法を遵守することはもとより，風向き等にも十分注意する必要があります。

なお，野外やドラム缶等での焼却行為は，廃棄物処理法に規定する「野外焼却の禁止」に該当し，違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金，または，その併科に処せられる場合があります。



10. 少量のプラスチック類は一般廃棄物として出してもよいですか。

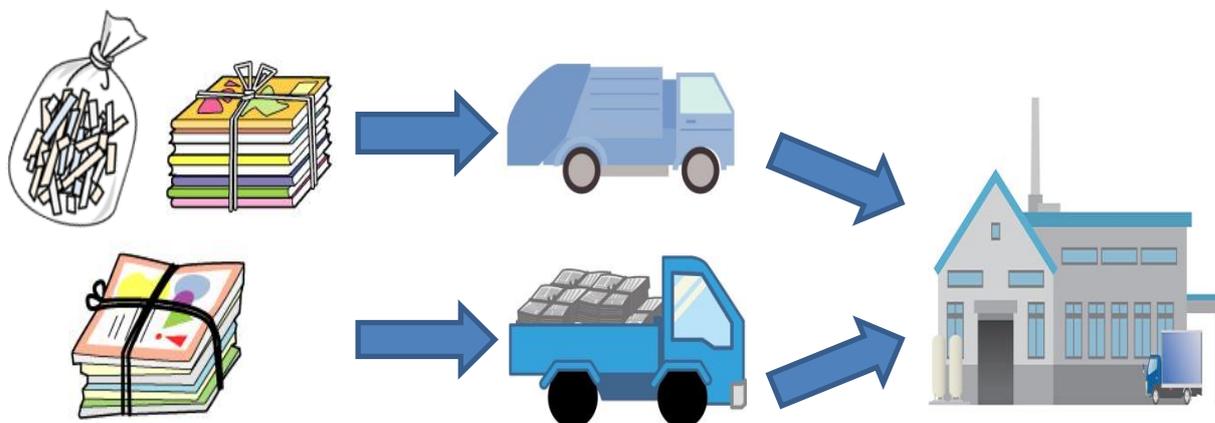
A. 少量であっても事業活動に伴って発生したプラスチック類（事務用品，PPバンドなど）は産業廃棄物です。産業廃棄物として適正に処理してください。

11. 使用済みてんぷら油を一般廃棄物として出してもよいですか。

A. 事業活動で使用したてんぷら油は，産業廃棄物の「廃油」に該当します。産業廃棄物として適正に処理してください。

12. シュレッダーごみや雑誌，カタログを一般廃棄物として出してもよいですか。

A. 一般廃棄物として排出することはできますが，シュレッダーにかけた紙ごみや雑誌類は資源化できます。廃棄物の処理費用の低減にも繋がりますので，古紙回収業者や廃棄物処理業者に相談し，資源化することを検討してください。



産業廃棄物の種類と具体例（表1）

	種 類	具 体 例
全 て の 事 業 活 動 に 伴 う も の	(1)燃え殻	石炭がら，焼却炉の残灰，炉清掃排出物，その他焼却残渣など
	(2)汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造過程において生ずる泥状のもの（有機汚泥：製紙スラッジ，下水汚泥，ビルピット汚泥），（無機性汚泥：カーバイトかす，ベントナイト汚泥，洗車場汚泥）など
	(3)廃 油	鉱物性油，動植物性油，潤滑油，絶縁油，洗浄油，切削油，溶剤，タールピッチ，食用油，ラード，鉱物油，エンジンオイルなど
	(4)廃 酸	写真定着廃液，廃硫酸，廃塩酸，有機廃酸類等すべての酸性廃液，液体状の食品
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液，廃ソーダ液，金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液，液体状の食品
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず，合成ゴムくず（廃タイヤを含む），合成繊維等固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物（例：発泡スチロール，プラスチック製容器，包装材，PP バンド，シート類，事務用文房具類，長靴，合成繊維主体の作業着・手袋・布等，固形状の廃塗料，スタイロ（合成）畳）など
	(7)ゴムくず	生ゴム，天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類に該当する）
	(8)金属くず	鉄くず，空き缶，スクラップ，金属の研磨・切削くず（例：スチール製の家具，一斗缶，刃物，スプレー缶），乾電池（汚泥との混合物），金属製の事務用品（ハサミ，クリップ，安全ピン）等
	(9)ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず，陶磁器くず，耐火レンガくず，石膏ボード，「がれき類」以外のコンクリートくず等（例：飲食店（レストラン，社員食堂等）から排出されるコップ，皿，調味料等のガラス容器・陶磁器容器，事業所から排出される植木鉢，蛍光灯，電球等）
	(10)鉱さい	鋳物廃砂，高炉等の残さい（スラグ），不良鉱石等
	(11)がれき類	工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片，アスファルト破片，その他これらに類する不要物

特定事業活動に伴うもの	(12)ばいじん	大気汚染防止法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（ダスト類）
	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず（例：畳、ウエス、縄・ロープ類、じゅうたん等）
	(16)動植物性 <sup>ざんさ</sup> 残渣	食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物（例：骨、皮、肉くず、野菜くず等）
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18)動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固形化物）	



# ごみの減量・リサイクルに ご協力をお願いします。



## お問い合わせ先

〒300-2492

茨城県つくばみらい市加藤237番地（谷和原庁舎）

つくばみらい市市民経済部生活環境課

TEL 0297-58-2111(代表) FAX 0297-52-6024

メールアドレス [seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp)

HPアドレス <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>